

繰り返される米軍人・軍属による重大犯罪に関する意見書

今年４月下旬から行方不明となっていた沖縄県うるま市の女性が遺体で発見され、元海兵隊員の米軍属が５月１９日に死体遺棄容疑で逮捕されるという凶悪事件が発生し、国民に衝撃を与えた。

この事件は、今年３月１３日に那覇市で発生した米軍人による女性暴行事件に関して、同月２２日に沖縄県議会が抗議決議を可決した直後に発生した。

また、６月４日には沖縄県嘉手納市で米軍人が酒酔い運転による交通事故を起こし、２名に重軽症を負わせる事故が発生した。死体遺棄事件を受けて、在沖縄米軍が基地外での飲酒を禁止している最中のことだった。

繰り返される米軍人・軍属（以下「米軍人等」という。）によるこのような重大犯罪は、日本国民の生命をないがしろにするものであり、断じて許されるものではない。横田基地をかかえる自治体の議会として、深い悲しみと、強い怒りを覚えるものである。

在日米軍は、米軍人等による事件・事故が発生するたびに、綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するとしているが、その実効性には、強い疑問を抱かざるを得ない。

よって、羽村市議会は、日本国民の人権・生命・財産を守る立場から、繰り返される事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- １ 日米両政府は、在日米軍人等の犯罪を根絶するための実効性ある対応を図ること。
- ２ 米軍人等を特権的に扱う身柄引き渡し条項を含む日米地位協定の抜本的な改定を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年６月２８日

東京都羽村市議会議長 石 居 尚 郎

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣 あて